

秋の運動を全会員の参加で成功させよう！ 署名を集め、会員・読者を増やしましょう！

名古屋北部民商ニュース

2015 年 10 月 19 日（月）発行
No.157

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目 19 番地
TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114
E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

マイナンバー学習会を開催！



10月4日（日）民商事務所3階にて「マイナンバー学習会」を開催し、25名が参加しました。

講師に名古屋北法律事務所・ちくさ事務所の伊藤弁護士をお招きし、

マイナンバー制度とは何か、業者として注意すべき点、業者にとっては過大な負担が押し付けられることなど、分かりやすく解説して頂きました。また、通知カードは受け取っても、個人カードは情報漏えいのおそれが高まるため、特に取得する必要はないと語られました。

質疑応答の時間では、「国に個人情報管理されるのは嫌だ」「パート先から提示を求められたらどうしよう」「我々のような中小零細企業にはとても管理できない」との声が続々と上がりました。

学習会の後は、お弁当を食べながら参加者同士が交流を深めました。普段あまり顔を合わせる事のない会員同士で、民商のこと、自分の商売のことなどで話が弾みました。



「次回があるなら是非参加したい」との声も多数あり、第2弾の学習会を開催することも検討しています。

国保料減免制度を利用しましょう！



名古屋市の国保加入者の6割以上が何らかの減額・減免制度を利用できるにも関わらず、実際に減免されている人は5人に1人と、きわめて少ない状況です。

市は2015年度の保険料納入通知書に「あなたの世帯は減免の要件に該当しています」と「特別軽減」制度の案内チラシを同封しましたが、「均等割りの3割減免」の制度に該当する世帯などは、自分でチェックしないと気づきません。減免制度が利用できないか、保険料納入通知書を確認しましょう。該当しそうな場合は、保険証を持って区役所保険年金課に申請しましょう。

※申請には、平成26年度中の所得の申告が必要です。遺族年金・障害年金など非課税年金だけの人も、所得を申告すれば、5万円近く軽減できます。詳しくは、民商へご相談下さい。



中小企業法務プラス！ワンポイント

いよいよ始まるマイナンバー制度 その1

平成25年5月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「マイナンバー法」が施行されることになり、いよいよ、今年の10月から皆さんのもとにマイナンバーが通知される予定です。

マイナンバー法自体の賛否もあるところですが、施行された以上、それに対応していかなければなりません。しかしながら、政府のマイナンバー法の周知は未だに不十分なところが多々あるので、順次確認していきましょう。

10月に皆さんのもとに届けられる「通知カード」により、皆さんは自分のマイナンバーを知ることになります。この通知カードは、単なるお知らせにとどまらず、マイナンバーの証明書にもなります。したがって、この通知カードはちゃんと保管しなければなりません。ただし、マイナンバー法で求められている本人確認は、通知カードだけでは足りず、通知カードに合わせて従来の身分確認の際に提示していたものが必要となります。すなわち、運転免許証のような顔写真の表示があるものであれば1つ、顔写真がないものであれば保険証、年金手帳、公共料金の領収書などから2つを提示することになります。この点、「個人番号カード」を発行してもらうと、それ単体で身分証明書として利用することができます。なお、個人番号カードは、自動的に発行されず、皆さんが各市町村に申請して発行してもらうこととなります（通知カードは回収される予定です）。

2015年10月 弁護士 新山直行（名古屋北法律事務所）

**民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。毎月15日集金
月末100%集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。**